

公告文

北海道留萌振興局 告示 第 56 号

道有林野産物売扱一般競争入札の公告

次のとおり、道有林野産物売扱一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 5年 7月11日

北海道留萌振興局長 工 藤 公 仁



1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び件数

道有林野産物の売払い 2物件

(2) 入札物件明細

物件番号	種類	物件の所在	面積	本数	材積	搬出期限	延納日数	設計維持	
								不陸均し	集材路作設
第1号	トドマツ主伐 トドマツ間伐	小平町字寧楽 留萌管理区 61.62林班	ha 12.96	本 5,156	m³ 2,247.86	契約日の3年後の 前日 (主伐箇所につ いては巻立期限 を令和6年8月 31日とする)	170 日以内	m -	m -
第2号	トドマツ主伐 トドマツ間伐	小平町字寧楽 留萌管理区 62.63.65. 66林班	ha 48.63	本 5,399	m³ 3,950.43	契約日の3年後の 前日 (主伐箇所につ いては巻立期限 を令和6年8月 31日とする)	180 日以内	m -	m -

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年北海道告示713号に規定する林産物売払いの資格を有していること。
- (3) 道有林野産物の売払いの入札執行の日までの間に、北海道が行う競争入札に関する指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の（2）の再審査結果の資格を有していること。
- (6) 北海道内に本店、支店、営業所を有すること。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合については構成員と重複していないこと。
- (8) 北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日施行）により、北海道林業事業体登録制度に登録していること。

## 3 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び道有林野産物売払一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次により交付する。

- (1) 配布期間 令和5年(2023年)7月11日（火）から令和5年(2023年)7月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。
- (2) 配布場所 留萌市住之江町2丁目1-2 北海道留萌振興局森林室 森林整備課
- (3) 配布方法 上記の場所で直接配布を受けるか、留萌振興局森林室のホームページからも取得できる。送付又はファクシミリ等での配布は行わない。
- (4) 費用 無料とする。

## 4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は道有林野産物売払一般競争入札参加資格申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和5年7月11日（火）から令和5年7月24日（月）まで（休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 留萌市住之江町2丁目1-2 北海道留萌振興局森林室 森林整備課
- (3) 提出方法 持参することとするが、送付を希望する場合は申請期限の3日前までに留萌振興局森林室森林整備課に連絡のうえ送付することとし、連絡なく送付されたもの、ファクシミリは受け付けないものとする。

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1-2 北海道留萌合同庁舎3F 入札室
- (2) 入札日時 令和5年8月29日(火) 10時00分
- (3) その他 入札の執行に当たっては、北海道留萌振興局長により、競争入札参加資格があることと確認された旨の道有林野産物売扱一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提示すること。

## 6 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約書の作成をする契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行なうことができるものとする。  
この場合において、落札者は、契約を締結できることにより生じる損害の賠償を請求することができない。

## 7 その他

- (1) 造材事業で発生する設計維持関係の経費（施業道の不陸均し・集材路作設・林道等の除雪）は立木販売の設計に含まれており、契約締結者は設計どおり事業を実施すること。  
また、事業を実施するうえで、林道等及び施設等に損傷を与えた場合は、現状に回復すること。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 事業着手及び林道等の使用については、注意事項を遵守すること。
- (4) その他不明な点は、留萌振興局森林室 森林整備課  
(電話0164-42-8462)に照会すること。

以上